2: 3

千九百年巴里大博覧會関係書類寫

齋藤書記手控

永1
3995
3

東京帝國大學圖書之印
東 3995
3

東京帝國大學圖書之印
昭25.5.6
購入

門 未1
號 3995
巻 3

早稲田大學圖書館
昭和24.5.6
購入

巴里府萬國大博覽會出品聯合協會

會頭 前田正名

明治二十九年本局告示第二號明治三十三年巴里萬國大博覽會出品規則第十六条及第十七条ノ規程ニ基キ金拾萬圓補給候ニ付テハ明治三十年十二月二十七日更ニ命令書別紙ノ通更正候条此旨相心得ベシ

明治三十一年

臨時博覽會総裁 金子堅太郎

命令書

第一條 明治二十九年本局告示第二號明治三十三年巴里萬國大博覽會出品規則第十六条及第十七条ノ規程ニ基キ

第八條 手當ト多ク金拾萬圓ヲ年度ニ区分シ（政府ノ會計年度ヲ左ノ以下之ニ倣フ）

其ノ出品聯合協會ニ補給スベシ（出品者ニ直接ニ補給スベキ金額ハ本項ノ金額ニ含ムモノトス）

第一條　金五千圓　明治三十一年度
金四萬五千圓　明治三十二年度
金五萬圓　明治三十三年度

第二條　其ノ協會ハ各年度ニ於ケル收入支出ノ豫算案ヲ具シ本局ノ認可ヲ受クベシ

本局ハ前項收入支出ノ豫算ニ關シ必要ト認ムルトキハ其變更若クハ訂正ヲ命スルコトアルベシ

第三條　其ノ協會ニ於テ補給金ノ下付ヲ請ハントスルトキハ必要ノ理由ヲ詳記シタル請求書ヲ作リ本局ニ差出スベシ

本局ハ前項請求書ノ理由ヲ審査シ正當ト認ムルトキハ各年度割金額ハ範圍内ニ於テ之ヲ支給スベシ

第四條　其ノ協會ハ各年度ニ區分シタル適宜ノ帳簿ヲ設ケ收入支出ノ豫算ニ基キ出納一切ノ顚末ヲ明瞭ニ記載スベシ

第五條　收入支出ニ屬スル証憑書類（納付書領收証書ノ類）ハ之ヲ徵收シ帳簿照査上便宜ノ方法ニ依リ編纂スベシ若シ証憑書類ノ徵シ難キモノアリタルトキハ其出納ヲ証明シ得ヘキ書類ヲ添付スベシ

第六條　每年度ニ於ケル收入支出ハ之ヲ半ケ年度每ニ打切リ其計算書ヲ調製シ本局ニ差出スベシ但シ差出期限ハ每半ケ年度經過後五ケ月以内トス

第七條　受托品ノ販賣代價ハ現金領收ノ日ヨリ三日以内ニ本局指定ノ銀行ニ預ケ入ルベシ

前項預金ハ本局ノ認可ヲ受クルニアラザレバ之ヲ引出スコトヲ得ズ

第八條　受托品ノ賣買約定ヲ爲シタルトキハ品目、數量、出品人名、

第八條

價額及結約ニ依リ領収シタル金額ヲ明細ニ区分シ翌日限リ之ヲ本局ニ報告スベシ

第九條

本局ハ時々主任官ヲ派シテ其ノ協會ノ諸帳簿及事務ヲ監査セシメ不整理ト認ムルキハ之ヲ矯正セシム

第十條

其ノ協會規則第十一條ニ掲クル役員ノ内會頭理事長及理事ハ選定解任ハ本局ノ認可ヲ受クベシ若シ本局ニ於テ其選定ヲ不適當ト認ムルキハ之レカ故選ヲ命シ又其解任ヲ不穏當ト認ムルトキハ之ヲ制止スルヿアルベシ

其ノ協會ノ常設商議委員商議員及事務員并ニ各出品協會ノ部長幹事及書記ハ選定解任ノ都度本局ニ届出ツベシ

第十一條

其ノ協會ハ責任アル役員及外必要ノ人員ヲ佛國巴里府ニ派遣シ出品説明金銭出納調査報告等一切ノ事務

陸軍博覧會事務局

滞ナカラシメンヿヲ期スベシ

前項派遣員ハ可成佛語ニ通スル者ヲ選ミ本局ノ認可ヲ受クベシ若シ本局ニ於テ其人選及員数ニ関シ必要ト認ムルトキハ之レカ故選若クハ増減ヲ命スルヿアルベシ

但シ外國人雇入レントスルトキハ其時ニ本局ノ認可ヲ受クベシ（亦同ジ）

第十二條

其ノ協會ノ事務執行ニ関スル規定ハ本局ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ外從テ本局ノ認可ヲ得タル事項ヲ変更セントスルトキハ本局ノ認可ヲ受クベシ

第十三條

其ノ協會ニ於テ規則ヲ制定其他重要ノ事項ヲ商議セントスルトキハ豫メ其商議事項及日時ヲ本局ニ申告スベシ

本局ハ事務官ヲ臨席セシムヿアルベシ

陸軍博覧會事務局

第十四條　其ノ協會ノ議決事項及調査報告ハ其都度本局ニ提出スベシ

第十五條　出品取扱ニ関スル事項ヲ本局ヨリ其ノ協會若クハ各出品協會ニ委托スルトキハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第十六條　本局ハ此ノ命令書ニ掲クル事項ノ外隨時必要ノ命令ヲ發スルコトアルベシ

第十七條　此ノ命令及其他本局ノ命令ハ會頭理事長及理事ノ聯帯ヲ以テ遵奉ノ責ニ任スベシ

第十八條　會頭理事長及理事ハ其職ヲ辞スルコトヲ得ズ但シ在職中ニ生シタル事項ニ付テハ其責ヲ免カルヽコトヲ得ズ

第十九條　此ノ命令及其他本局ノ命令ニ違背シ又ハ業務執行上不都合ノ所為アリタルトキハ補佐金ノ下付ヲ停止シ又ハ之カ返納ヲ命スルコトアルベシ本局ハ之カ為メ生スヘキ損害ニ對シ一切其責ニ任セズ

明治三十年十二月廿七日認可シタル其會責任及管理規程第四條ノ通リ更正スベシ

明治三十一年

臨時博覽會從裁　金子堅太郎

巴里府萬國大博覽會出品聯合協會

會頭　前田正名

第四條　本會ノ責任ハ第十條ニ依リ收得金及本會規則第七條ニ依ル會費、會費其他本會ノ名ニ於テ有スル一切ノ財産ヲ以テ之ヲ負ヒ且會頭、理事長及理事ハ無限連帯ヲ以テ之ヲ負担

第十七條 [illegible]

第十八條 [illegible]

第十九條 [illegible]

第十七條 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

陳スベキモノトシテ出品ス而シテ其百十三類ハ
「トロカデロ」ニ送セントスル本邦迄為替ニ蒐
集スルコトヲ希望シ[illegible]出品迄
物ハ全ク異種ノ物品陳列ニ充ツヘキ儀ナレ
ハ豊凶ノ不揃ヲ併列シ[illegible]カラサレハ単ニ
第百ナ四類ニ充ツヘキモノトシテ百平方メ
ートル少々ノ度面積ヲ得[illegible]又彼ノ
第百十三類屋内ニ[illegible]東側
ニ陳列ナラハ更ニ必要ニ[illegible]
少実十三万一千元既ニ落番シタル同所庭
園ノ地ニ接続シ西ノ方ニ於テ本類ニ
充テ若干ノ地坪ヲ得[illegible]
合ニ付充分ナル多方成度ハ本件ハ弘報
府ニ於テ確実ノ手面積ニ出品ノ採集
ニ着ノ上[illegible]
公使市ニ於ケル市ハ記ノ家外ニ[illegible]
ル面積ニ然ルニ出品[illegible]
又市ハ記及市四類ノ件ハ[illegible]
何分ニ儀[illegible]

六月三日

事務官長

勸博覽會事務局告示第十二號

千九百年巴里萬國大博覽會出品部類変更ノ旨佛蘭西共和國商務大臣ヨリ通牒シ來リタルヲ以テ左ノ通公示ス

明治三十年六月

勸博覽会總裁金子堅太郎

第一條　第五十九類砂糖及ヒ糖果類、醬料及ヒ刺衝物及ヒ第六十類（葡萄酒及ヒ火酒類）ヲ第五十九、第六十及ヒ第六十一ノ三類ニ変更セリ其物品名称左ノ如シ

第五十九類　砂糖及ビ糖果類　醬油

刺衝物

○庖厨其他ノ用ニ充ツル砂糖、葡萄又ハ澱粉ヨリ取リタル糖塩

○「チヨコレート」

○各種ノ糖果類

杏仁其他ノ氷菓、糖餡「ボンボン」酒類、香料又ハ乳汁等ヲ仕込ミタル糖果、「スーガ」「アンヒエーツク」「アニス」類ノ果子、「ミヤム」「ミユレー」ノ類

砂糖漬ノ果子、焼酎漬ノ果子

○咖啡、茶及ビ芳香飲料、「ミルクレー」及ビ椎実ノ咖啡擬製品

○醋類

○食鹽

○薬味類

胡椒、桂皮、蕃椒ノ類

○調合香料及刺衝物

芥子「カリー」類

第六十類　葡萄酒及ビ火酒類

○赤色又ハ白色ノ通常葡萄酒

○葡萄酒ヨリ製スル利久酒及ビ煮熟シタル調味葡萄酒

○沸騰性葡萄酒、葡萄酒ヨリ製スル焼酎

第六十一類　糖汁類及利久酒、蒸餾製各種ノ飲料ノ工業用亜爾箇兒

○糖蜜汁類及ヒ糖製利久酒、茴香酒「キユラソー」「カシイス」「シヤルトルーズ」ノ類

○亜爾箇児製催食酒類

「アブサント」苦味酒ノ類

○葡萄酒製催食酒類

「ウエルムート」「ビール」ノ類

○工業用亜爾箇児

甜菜亜爾箇児、糖蜜亜爾箇児、穀類

製亜爾箇児、馬鈴薯製亜爾箇児ノ類

○蒸餾製各種ノ飲料

○杜松子酒「ジン」「ダフィア」櫻実酒ノ類

第二条 現在ノ第六十一類及ヒ第六十二類ハ順次一位ノ下各類ノ番号ハ追次一位ノ

○懺又（第六十一類ノ第六十二類ニ改メ）

第三条 事務官長ハ此ノ省令施行ノ位ヲ定ム

明治十八年一月二十四日

高橋大臣

明治廿五年

年一月廿四日 商務省令ヲ以テ 明治廿五年 省令ニ変更ヲ及

ぶしまた 題ヲ以テ 第一ノ高ノ 同省令ニ 明治廿五年 ヲ以テ 改正

ヲ時ノ通牒ヲ以テ 及ビ 明治廿六年 第六

明治廿六年 四月 日

内務大臣 伯爵 西郷従道

[illegible]

[illegible]

[illegible]

國學院大學図書館

報ニ依ルトヽロハ下ニテ奥州ノ名称ニシテ一大奥行ヲ称
スル甲州ハ元来北境ノ奥行ハ往々本邦ノ侵面ヲ汚シ又多
ク損スルノ恐レアリシ故ニ強テ之ヲ拒絶スルトキハ却テ他ニ手段ヲ廻
ラシ本邦ノ侵面ヲ汚スカ如キ奥州ヲシテ従来ノ定例ニ倣シテ改
カシム虞ニ当ル故仮令ヒ之ヲ禁止セントスルモ仮令事好ノ為ニ於テ
之ヲ許容スルニ於テハ到底防止スルヲ得ハサルヲ以テ古来ノ奥州ト異
ニ解宝ナキ限リ之ヲ許可ノ処分ヲ為シ難シ特ニ
古南人ハ曾テ本邦ヲ仏国ヲ好ム遺憾トスル基ヲ許
ス所出々々ニシテ仏国事好ノ為ニ於テモ考案貿物ニ必感
情ヲ抱キ奥州表ノ身分ヲ付ヲ確実ナルニ於テハ之ヲ許可スヘキ意
向ナレトモ且本人ノ所出ニ依ルモ本邦ヲ為ノ官令ヲ遵奉シ本邦
ノ名誉モ毀損セサルヲ以テ断言シ難キ事ニ付汁及陸奥
ニ関シ厳重ナル命令ヲ要シ強メテ往々禁止シテ以テ

疾奥州ヲ断然ト許可スルヲ定例トスルモ尤モ疾奥州ノ
為ニ考案ノ解宝ヲ以テ国辱ヲ遺スヲ恐レアルヲ以テ暫ク数一片
ノ調査ヲ為シ之ヲ許可スルハ大早計ノ為ニ出ル許可ノ御指令
定下附スヘキヲ以テ謹テ定メテ奏聞仰ク願ハ
[illegible]
三里協定ノ件
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

臨時博覽會事務局

四　西京府ノ管轄ニ屬シ第壹番ニ屬住スル日本民族ノ歌舞

三　市ノ設計ニ係ル千四百年ノ方國博覽會ニ於ケル日本街

設ノ方樂

第一　千五人ノ藝者及雜方ノ藝者ハ京都ノ二十人ノ舞子ハ京都

師、大和樂師、猿樂廻ノ一流ノ二大興行師

社一團体ハ技藝ノ秀絶ナルモノヲ選拔スル世界ノ名

人ハ勿論日本人ニ對シテモ完全ナル仕組ヲ以テ日本ノ

眞正ナル音樂ヲ聞カシメ且最モ風雅ニシテ練熟ナル京

都最上ノ舞子ヲ以テ國風ノ各種ノ踊舞ヲ見セシ

ムルハ極テ利益アルコトナリ

又千石師、大神樂師、猿樂廻ノ、楊弓別等ニ付テハ

後來見馴タルモノヲ再演セシムルニ非スシテ全ク目

臨時博覽會事務局

新モキ興行ナリトス

第二　八人ノ力士及二人ノ行司ヲ以テ成立スル角力興行

此興行ハ欧洲ノ公衆ニ対シテハ極テ新奇ナル見世物ナリトスト何トナレハ欧洲ニ於テハ全ク日本ノ力士ナルモノヲ知ラサルノミナラス何人ト雖トモ様ナル秀ヲ有スルヿ稀ナレハナリ且又日本力士ト欧洲力士トヲ競争セシムルカ如キハ千九百年ニ於テ最大注目ヲ惹クヘキヿナルハ確言スルニ躊躇セサルナリ是レ実ニ利益アル處ナリトス

第三　画工ノ小屋ニ於テハ一方ニテハ一幕ノ画ノ画図ヲ作ラシメ又一方ニ於テハ山水花鳥ノ家画ヲ画カシム

第四　木彫家及象牙彫刻家ノ小屋ニ於テハ二人ヲシテ

公衆ノ目前ニ於テ仕事ヲナサシム

第五　絹物縫箔師ノ小屋ニ於テハ右ト同様二人ヲシテ公衆ノ目前ニ於テ仕事ヲナサシム

第六　総テ適當ナル講別方法ヲ有スル茶店（日本政府ノ土地ニ茶店ノ設ケアル場合）

第七　二人ノ揚弓別ノ小屋

第八　玩弄物ノ販賣店

第九　土地ノ特色ヲ顕ハサンカ為メ東京ニテ散見スル如キ大道商賣

此大規模ニ依ル計畫ハ夜間ノ祝祭ヲ施スヿナリ又日本街ニ他ノ客足ヲ引クヘキ方法ヲ以テ如上ノ如キ其周囲ニ庭作リノ設計ニ基ク建築ハ唐ノ日本風ニシテ其ノ周囲ニ庭作リノ設計ニ係ル庭園ヲ設クルカ如キト申スモ迄ニ無之候

諏訪ハ元来千八百七十八年ノ博覧會ニ於テ事務局ノ一員タリ又千八百八十三年「アムステルダム」ノ博覧會ニ於テハ書記タリシヲ以テ右ノ興行ニ充分結果ヲ得ルノ見込相立居候ヘ共何ナル方面ヨリ見ルモ此日論見ハ平常ノ見世物ニアラスシテ全ク快活ニシテ且技術上ノ性質ヲ有スルモノトス然ラハ日本政府ハ此計畫ヲ許可セサルヘカラサルヲ以テナリ

隨而記名者ハイロナー橋ノ上流ニ於テ「セーヌ」河ノ河岸ニシテ可成ハ日本ノ土地ノ向ニテ三千メートルノ地積ヲ得度事務官貴下ニ希望スル處ニ有之

敬具

諏訪秀三郎

一 日本街

人数	業体	支度料	帰朝後謝金	月給	合計
一五	藝者	五〇〇	一〇〇〇	二五〇	四五〇〇
一五	舞子	五〇〇		一〇〇	二四〇〇
三	女髪結	二〇〇		五〇〇	一〇〇
一					七一六〇〇
二	幕内力士	五〇〇		一五〇〇	二七六〇〇
二	二段目力士	三〇〇		七五〇	一五〇
六	普通力士	二〇〇		四〇〇	一〇〇
一	行司	五〇〇		一〇〇	三〇〇
一		三〇〇			一〇〇
三	通辨	二五〇		二五〇	三〇〇
一		三〇〇			一〇〇

一	画工	三〇〇	一〇〇	一、二〇〇
一	彫物師	三〇〇	一〇〇	一、二〇〇
一	縫箔師	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
一	手品師	五〇〇	三〇〇	一、五〇〇
一	助手	一〇〇	七五	二〇〇
二	揚弓引	三〇〇	一〇〇	三、四〇〇
一	大神楽師	五〇〇	三〇〇	一、〇〇〇
一	助手	一〇〇	七五	二〇〇

一	猿楽廻し	五〇〇	三、〇〇〇	四、〇五〇
一	助手	一〇〇	七五	二〇〇
二	賣子	二五〇	一、六〇〇	三、二五〇
二	庭作の師	二五〇	一、六〇〇	三、二五〇
一	女仕立屋	二〇〇	一〇〇	三五〇
一	弟子	一〇〇	七五	一五〇
二	取締役（男）	五〇〇	三〇〇	八〇〇
二	仕上（女）	五〇〇	三〇〇	八〇〇

三	下婢	一〇〇	二五〇	五〇〇
三	下働人	二五〇	三〇〇	一〇〇
二	大工	二〇〇	三〇〇	一〇〇

				一、九五〇
				三、四五〇
				二、二〇〇

七六 日本ヨリ雇入ル、一人ニ對スル費用合計（手当及給料）ハ以下ノ如シ 一三七、七二〇フラン

日本街

借地料	一〇〇、〇〇〇
組織及建築費	一〇〇、〇〇〇
往復旅費（一人ニ付七百五十フランノ見積リ）	五七、〇〇〇
六ヶ月間滞在費（一人一ヶ月二百フランニ）	九一、二〇〇
花火	五〇〇〇
提灯	五〇〇〇
竹	二五、〇〇〇
遊覧類	一〇〇〇
絹、象牙、其他ノ京料	一、六〇〇〇
食料（ハ、ハ、ハ、

番人（一人一ヶ月二百五十フラン宛）　四、五〇〇
監査役（仝上）　三、〇〇〇
下働人（毎月二百五十フラン）　三、〇〇〇
点燈及薪炭　一、二〇〇
雑費　六〇〇
　　二八、五〇〇

要領

手當及給金　一三七、七二〇
地代建築費等　四二五、四〇〇
営業費　二八、五〇〇
合計　五八一、六二〇フラン

臨時博覧会事務局

明治三十一年三月四日巴里發
一　在巴里　諏訪秀三郎
　　曲禍副総裁宛
林事務官長宛
　　巴里博覧會場内ニ於テ日本藝事興行
　　許可願ノ件
一願ノ件ニ該會場内ニ於テ左ノ諸藝ヲ興行スルコト
　　日本ノ歌舞
　　日本ノ角力
一　日本ノ太神樂又ハ輕業
　　日本ノ手品
　　日本ノ獨樂廻シ
一　日本ノ弓矢場ノ

臨時博覧会事務局

一右興行ニ付資本金八十万「フラン」ヲ準備セリ
就テハ相當ノ保証金ヲ指定ノ銀行ニ預ケ置クコトヲ得
べし

一右興行ニ付事務局ノ命令ヲ奉シ指揮ニ従フハ
勿論猶ホ日本ノ体面及名誉ニ付テハ充分日本人
ノ感情ヲ害セザル様努ムベシ

一右興行ニ付傭入ル、藝人ハ日本社會ニ於テ好評
アル純粋ノ藝人ヲ撰ブベキニ付従来他人ノ計
画セシモノヽ如キ不体裁ヲ演スルヲ恐レ更ニ之レサシ
一別紙組織人員及豫算ノ寫尊覧ニ供ス
一本計畫ハ佛國事務総長并ニ安達事務官ニ
於テハ大ニ賛成セラレタリ
興行場建設ノ地所ハ特別ニ佛國事務局ヨリ借入

レタル代ハ開場中一日ニ付百「フラン」ヲ
支拂フモノトシテ日本ガトロカデロ園庭内ニ有ス
ル地坪二千六十八「メートル」以外ニ建設スルモノトス
一日本政府ガ右等ノ如キ計畫ヲ好マザルヽ事ヲ知リ
故ニ従来各所ニ演セシモノト類似ノ興行ヲ
ナスハ無論厭ハルヽ所カ計画ハ全ク其
性質ヲ異ニシ日本ノ体面ヲ汚シ或ハ名誉ヲ損スル
ノ憂更ニ之レナキヲ以テ許可アラン事ヲ希望ス
一茲ニ最モ御注意ヲ要スルハ一千八百八十九年ノ博覧會
ニ於テ佛國政府ノ許可ヲ得テカイロ町ヲ作リタルバロ
ンデロル氏及金田同様ノ性質ヲ以テ日本町ト称スル
ヲ造ルト云フヲ仲介リ佛國事務局ハ公然ヲ引付ク
ルニ足ル一切珍奇ノ方法ニ之ヲ熟望セ居ラ以テ万一

日本政府ニ於テ日本ノ藝事ヲ出品セザルカ又ハ許可セサルニ於テハ右バロンデロル氏ノ計畫ヲ許可スル積リト云フ又其名稱ニ付テハ種々選擇スル由ナレ共或ハ日本町ト名クル見込ナリト云フ

一本計畫ノ外ニ類似ノ計畫ヲナシタルモノ少ナカラス即チ「メッソンエロリー」会社ノ計畫ニ係ル世界一週ノ如キハ日本ノ角力踊ノ類ヲ興行スル考ニテ昨年「シムーン」ナル人ヲ日本ニ送リタル由

一右ノ内バロンデロル氏ハ佛國事務局ト最モ密着ナル関係ヲ有スル者ニ付同局ハ同氏ノ計畫ト左カ計画トヲ合併スルヲトヲ勸メタリ然レ共同氏ノ如キ人物ト事ヲ共ニスルハ絶對的ニ欲セサル所ナルヲ以テ其勸誘ヲ拒絶セリ一日試ニ同氏ト談セシニ同氏ノ意ハ

本國、英國、新嘉坡等ニ在留スル下等日本人ヲ呼集メ可成公衆ノ笑ヲ引キ專ラ利ヲ獲ルヲ以テ目的トセリ故ニ余ト同氏トハ反對ノ意見ナリ

一若シ日本政府ニ於テ余カ計畫ヲ許可セラルヽニ於テハ佛國事務局ハ他ノ一切類似ノ計画ヲ拒絶スベシト云フ然レハ一ノ善キ計画ヲ許可スルハ他ノ厭フベキ諸種ノ計畫ヲ防ク利アリ

一右人員ノ種類并ニ其計ノ方法等ニ於テ改良スベキ点ハ所指揮通リ改ムベシ

一 万国博覽会ノ日本事務官設置費千
千九百参拾万圓ノ博覽会ニ於テ日本ニ属スル面積ト貴國ノ各
種ノ御設計御施行ノ為ノ基ヲ決サルヲ以テ万國博
覽會ニ於テ必然奇觀ヲ呈スヘキ日本ノ古代工藝品ノ美ナル類集ト是ヲ之ニ制限ヲ加ヘサルヘカラサル義ト思考
致度
右ノ次第ニ依リ小生ハ日本部ノ完好ヲ期シ為メ一人
計畫ヲ相立申度之ニ利益アル案件ヲ以テ日本
ノ商人カ其製造物及普通工作品ヲ出品販賣スル
方法ニ有之度
小生ハ博覽會ノ内部ニ於テ請求スヘキ土地ニ小生ノ費用

臨時博覽會事務局

臨時博覽會事務局

ヲ以テ日本街ノ設立ヲ実行致度旨此街ハ一定ノ間数
ヲ有シ入場料ハ他ノ場所ニ於テルカ如ク少額ヲ徴收スヘ
シ此土地ニハ全ク日本風ノ美麗ナル建物ヲ建築シ其内ニ於
テハ一方ニハ囃方、舞子、縄渡リ、太神楽師等ヲ以テ来
観者ヲ誘引シ又他ノ一方ニ於テハ日本商人ノ見世ヲ設
ケ例ヘハ銅器、象牙器、漆器、磁器、織物、衣服、地蓆、宝石
網工、玩弄物、團扇、提灯商等トスヲ可成異リタル
物品ヲ撰ムモノトス此ノ各種ノ販賣店ハ二階ヲ以テ見
世番ノ居住ニ充ツヘシ
該見世ノ半方ハ日本ノ幕府ヨリ示定シタル商人ニ
無料ニテ随意ニ之カ使用ヲ許スヘシ尤モ左ノ条件ニ依
ルヲ要ス其商人ハ日本人タルヲ一新ノ見世ニ限リ之ニ
人以上居ラシムルヲ且各ケノ見世ニ於テハ一種類ノ日本ノ

物品ヲ販賣セシムルヲ例ヘハ一ノ見世ニ於テハ織物ノミ販
賣セシメ他ノ見世ニ於テハ銅器又他ノ見世ニテ象牙細工
ヲ販賣セシムルカ如シ故ニ以上ニ該當スル物品ニ付テハ其
商人ハ少クモ一人ノ職工ヲシテ来観者ノ目前ニ於テ製
作ニ従事セシムルヲ是トス
随テ日本ノ商人無料ニテ販賣店及住居ヲ得ヘク且
博覧會ノ総則及各部ニ関スル規則ニ依ルノ賦課ヲ蒙
ルヲ以テ自由ニ其産物ヲ販賣シ得ルヲ以テ日本ノ商
人ハ余カ計畫ニ待チ甚タ利益アル他位ヲ得ルヲ有之
候ハ之カ換リニ日本政府ハ余カ計畫ニ對シテハ一ニ責任
ヲ取ラハルヲ以テ十九百年ノ博覧会ニ際シテ政府ノ保
護ヲ余ニ與ヘンヲ希望致候即チ日本ヨリ十五人

ノ人員ヲ雇入ル、為メ復軍ヲ興ウシ且亦義僕大ナル目
的ノ設計ヲ以テ近世日本ノ工藝ノ奇觀ヲ千九百
年ニ於テ欧洲ニ表顕スルノ目的ヲ有スルモノナルヲ以テ
日本ノ愛友トシテ日本貢贈者トシテ小生ノ及ハサル處ニ
對シ実形上又無形上ノ保護ヲ與ヘラレンヿヲ希望致
候

若シ此義ノ主旨ヵ日本政府ニ許容セラルヽナラハ右ニ
関シ確然タル条件ヲ定メタルニ当リ貴下ノ御意見ニ
従フヘク茲間否ヤ御報相待居候此段得貴意候敬具

千八百九十八年三月二十九日　巴里ヴエズラン街

千八番　男爵デロ見ギ

補助金下附額

巴里博覧会出品解会報告

本年会計出品規約第五条及第六条ノ規定ニ依リ昨甲第一号
ノ本年二月中金参拾八万金円ヲ補助トシテ出ス旨ヲ提出ス
ル所ノ議案ヲ審査スルニ其ノ補助金ハ財源ト出ス如ク仍布
哇減ノ方針ヲ取リ再調査ノ事ヲ協議ス處今般別紙乙第一ノ
通リ更ニ徳島県ヨリ懇求セラレ共ニ共ニ内国産業ヲ奨励シ
六拾四万人ヲ以テ之ニ共ニ内国産業補助金ヲ超過スル
カラサル儀ヲ以テ左案ヲ以テ可否ヲ超過スル
案

（命令書前葉掲載ノ通）

上申

明治三十年二月十七日以ノ申請仕置候本協会補助
請願ニ係ル収支豫算書ノ義時節柄可成節約ノ方針ヲ
以テ可差出旨内意ノ次第有之候ヘ共別紙
豫算書之通リ設計変更仕度間宜敷御採納被下度
此段上申仕候也

明治三十年五月廿三日

巴里萬国博覧会出品聯合協会

前田正名

臨時博覧会総裁金子堅太郎殿

巴里萬国博覧会出品聯合協会収支差引豫算表 補助金請求額

支出合計	三十一年度	三十二年度	三十三年度
内国費	二八、五〇六、〇〇〇円	九、四六〇、〇〇〇円	一五、三六〇、〇〇〇円
外国費	一八、六三五、〇〇〇	五三、八八三、四〇〇	一三七、五三二、〇〇〇
計	二七、四一、六四〇、九	六三、四六、四〇〇、九	一三八、三三二、〇〇〇
収入			
出品聯合協会費	六、九九九、〇〇〇	九九九、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
出品販賣手数料	四〇、〇〇〇、〇〇〇		四〇、〇〇〇、〇〇〇
計	四六、九九九、〇〇〇	九九九、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇 四三、〇〇〇、〇〇〇
補助請求額	一七、四一、六四〇、九	八五、四七、四〇〇、九	一三五、三三二、〇〇〇

巴里万国博覧会出品聯合協会年度割收支豫算表

内外経費支出合計金壱万拾壱萬七千百四拾壱円六拾銭也

	合計	三十一年度	三十二年度	三十三年度
出品聯合協会内国費	二八五〇六〇〇〇	九五四六〇〇〇	一五三六〇〇〇	三六〇〇〇〇
第一款 俸給及手当	九四一六〇〇〇	三七六〇〇〇	六三〇〇〇〇	
事務長 一名	一六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	
会計主任 一名	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇	六〇〇〇〇	
同書記 一名	五四〇〇〇〇	一八〇〇〇	三六〇〇〇	
庶務主任 一名	一〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	
庶務出品書記 一名	一三三六〇〇〇	三七六〇〇〇	一〇六〇〇〇	
出品主任 二名	一四〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	
各参職手当	二三〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	
小使	二四〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	

三十年度ニ於テハ六百円廿二年度ニ於テハ千円ヲ給スル事

三十年度ニ於テハ四百円廿二年度ニ於テハ六百円ヲ給スル事

三十年度ニ於テハ三百六十円ヲ給スル事

三十年度ニ於テハ四百円廿二年度ニ於テハ六百円ヲ給スル事

三十年度ニ於テハ百八十円廿二年度ニ於テハ三百六十円ヲ給スル事

庶務主任ハ一名月給十五円ヨリ廿円ニ至リ廿三年度ニ於テハ庶務書記ハ一名月給十五円ヨリ廿円ニ至リ廿三年度ニ於テハ庶務書記ハ二名ヲ置キ月給ヲ増俸シ出品書記ハ二名ヲ置キ廿三年度ニ於テハ三名ヲ置キ月給ヲ増俸シ

金額理事長理事商議員幹事人数ヲ計算ス

	合計	三十一年度	三十二年度	三十三年度
第二款 旅費	二五〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	
旅費	二五〇〇〇〇〇	一九〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	
第三款 雑費	一六五九〇〇〇	四八七〇〇〇	八〇五〇〇〇	三六〇〇〇〇
借家料	八四〇〇〇〇	四二〇〇〇〇	四二〇〇〇〇	
営繕費	一五一〇〇〇〇	五一〇〇〇〇	八六〇〇〇〇	
器具費	五〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
郵便電信及電話費	一二五〇〇〇〇	九一〇〇〇〇	七五〇〇〇〇	
消耗費	六〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	
印刷費	八六〇〇〇〇	三〇六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	
翻譯料	三八〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	
創立費消却金	一八五〇〇〇〇	一八五〇〇〇〇		
支部及出張所経費	一三〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	六五〇〇〇〇	
雑費	八八〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	

出品目録説明書ハ可成協会ニ於テ之ヲ印刷シ目的トス

三十年度ハ京都大阪名古屋等ニ支部ヲ設ケ三十年度ニ於テハ支部ノ間数ヲ増シ神戸ニ出張所ヲ設ケ以下ノ如シ

報告費	三六〇〇〇〇〇〇	三六〇〇〇〇〇〇	一部年十万毎月販行一年三万六千部郵便税此内三年スル見込	
出品解説会計費	一八六三五六四〇	一七三八四〇		
第一款 傳信費	一〇六八〇〇〇〇	一〇六八〇〇〇〇		
書類 一名	八〇〇〇〇〇〇〇	一七九四八〇	八八四〇五四〇〇	
事務長 一名	六四〇〇〇〇〇〇	一七〇〇〇〇	六六八〇〇〇	巡三年一月廿日出発出発二月八日帰朝日数四百日一日平均二十法見積傳費一法四十銭ノ標準ニ依リ作成ス
庶務主任 一名	四八〇〇〇〇〇〇	一八三三〇〇〇	四五六五〇〇〇	仝上 一日四十法
会計主任 一名	四八〇〇〇〇〇〇	一〇三三〇〇〇	三七六八〇〇〇	仝上 一日三十法
運搬主任 一名	四八〇〇〇〇〇〇	一〇三三〇〇〇	三七六八〇〇〇	仝 上
出品主任 五名	一九二〇〇〇〇〇〇	三〇六〇〇〇〇	一六八四〇〇〇	年三年一月九日出発同十二月五日帰朝日数三百三十日 一日三十法
書記 三名	九六〇〇〇〇〇〇	一五三〇〇〇〇	八〇七〇〇〇〇	仝上 一日五十法
報告主任 一名	四八〇〇〇〇〇〇	四八〇〇〇〇〇〇	三六〇〇〇〇〇	巡三年一月廿日出発三四年一月廿五日帰朝日数三百四十日 一日三十法
出品補助員 三名	三〇七二〇〇〇〇	四八九六〇〇〇	三五八三〇〇〇	巡三年二月九日出発十二月廿五日帰朝日数三百五十一日 廿法
人夫 三名	四六八〇〇〇〇〇	七一七〇〇〇	三九六六四〇〇	同 三月廿日出発同十二月十日帰朝日数三百日 一日十三法

小使 五名	五〇〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	四六八〇〇〇〇	傭人ノ使用ニ同三月十六日ヨリ十一月廿日迄三百五十日間一日十法
人夫 五名	四八〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	四四八〇〇〇〇	同 三月十六日ヨリ十一月十日迄三百四十日間一日十法
第二款 旅費	三六八〇三五六	一三〇七八〇	一三〇七八〇	
往復汽船賃	四三八〇〇〇〇	一三四〇〇〇	一六六八〇〇〇	上等十人中等十五人下等三人
往復汽車賃	一七三五六四〇	八六七八〇	八六七八〇	馬車賃ヨリ四里迄同汽車賃
第三款 出品費	三六四〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	
運搬費	一〇〇〇〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	七四〇〇〇〇〇	造力円トシ民度前四分ノ一ヲ要スルヲトス
明通蔵敷料	三七四〇〇〇〇	一八〇〇〇〇〇	九四〇〇〇〇〇	二千七百円トシ二千三百年三分ノ二ヲ要スルヲトス
積戻品荷造料	七八四〇〇〇〇〇	七八四〇〇〇〇〇	七八四〇〇〇〇〇	
保険料	八〇〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇〇	
第四款 雑費	一七三〇〇〇〇〇	一三八〇〇〇〇〇	四八〇〇〇〇〇〇	
備家料	四〇〇〇〇〇〇〇	三四〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇〇	
器具費	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	

通信費	六、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇		
廣告料	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	
第五款 交際費	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	
交際費	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	
總計	三七、四〇、六四〇	九、四〇八、〇〇〇	六、九四〇、四〇〇	三、六三五、三三〇

右之通ニ候也

明治三十一年五月廿三日

巴里萬國博覽會出品聯合協會ヲ頭 前田正名

臨時博覽會總裁 金子堅太郎殿

臨時博覽會事務局

明治卅一年六月廿七日 出品課長 目録

事務官 事務官長

庶務課長

出品許否通知ニ付地方廳ヘ

添書之件 費議

各府縣ヘ進達之 出品概目録調査追而結了

府県決定之分ヲ以 政目録還附取

計可然哉 仰 御決裁

案

第三十三号 巴里萬國大博覽會ニ付御管下

人民ヲ提出 出品概目録ヲ進達 相成度 案

臨時博覽會事務局

其品種に有出陳適否を調査し為参考目下追又
査了差處出品の数量夥多に過き或は部類を
誤り亦判へ難し配當地積内に到底排列し得
べからざるの景況に有勢と前減を加へざるを得又仍て
本年五月十九日を以て告示第十號を以て布令し
所以有立度旨布令般査了之分より各自
提出之出品概目録と附箋を訂否を通知取
計度條布令進達を目録を一括下し別便と
附し及び四付差急到達を上は詳細に閲覧
夫れ以下附表第度方一と又実際甲乙出品人と
間に於て權衡を失と雖も有立度時は本局
に一の年次の公平を期し書面議有之度旨且又右四訂否を概目録を

以て談合仕則第三十八条に係る出品之申請を為
すへき者、有之度間品種に素より點数并模様
形状等に至る迄一の基正確なるを記すへき旨要
決に示達を訂正を分は来る八月中に取
纏め回致方致度也

事務官長

北海道廳長官
各府縣知事 宛

（一二取調中ノモノアル分ニ對スル追書）
追而左記人名に出品概目録は不日の及送付

臨時博覧会事務局

福井県立図書館

東京都立中央図書館

他

記

氏名

氏名

東京都立中央図書館

明治廿年六月廿四日

出張

総裁

副総裁

事務局長

文書課長

庶務課長

会計課長

事務官

藤田評議員

本局指定代理人

直右之件

農議

本局指定不申生徒ニ義ヲ以テ入校託負関係
係査所技師及技候因体会社ノ意見ヲ徴シ
ヒ度事別紙ニ通夫々撰擬申報有之度旨
ニ付ニ出不申先許可ス仲高裁
但シ中巳梁郡ノ内阿根三重郡ノ宝山丹羽西北
長郡郡ノ信陽俊六ヶ岡明、長良ノ三社鳥取郡
ノ倉吉ノ両社ハ本年備社ノ内ハ該郡ヲ指定
報告ニ付ニ属ニ本局ニ出不商会ノモノト共
通ノ意有部議方照会ヲ成ル筆ヲ加
清水

京都府外三十六郡ニ通牒案
本局指定ニ不達ニ関シ臨時農部ノ回答ヲ以テ
郡内通牒案ニ生徒出不者ニ対シ本局ハ左記通
指定相成度旨別紙抜粋録用ヲ以テ夫々記載
ヒ上ス急本局ニ提出方取計方之度郡長ニ
義ハ一括ニ本局ニ係列ニ不充ル人員ハ其ノ郡
括ニ出不相係出物ヲ原料簡出品ヲ
去ル者ハ其ノ見合ニ関シ法定ノ事項ヲ
不許ノ旨ト対シテハ出不ル見合ノ理由
与ル者之方ハ本局ニ通達ス
六月ノ
知事

京都、兵庫、奈良、堺、和歌山、
山梨、埼玉、群馬、栃木、三重、岩代、新潟、
山形、宮城、石川、福井、富山、愛媛、愛知、
福岡、大阪、宮崎、鹿児島、

山梨郡四郡ヘ通牒案

先般四郡告示第四号出示孤者中
左記ノ者ハ属籍ノ有無ヲ調査シ
猶予ヲ与ヘタル者ハ其ノ上ニ
下別紙概略録ヲ添ヘ
出来ル限リ速ヤカニ報告ノ
上ニ至リ更ニ保護ノ
御沙汰ヲ待ツベキ旨
御達ス

右本年五月廿七日四郡ヘ通牒ス

郡名	人数
京都	二
兵庫	七
堺	一
和歌山	六
山梨	三
埼玉	一
群馬	二
栃木	八
岩代	二
新潟	一
福井	六
富山	一
愛媛	二
愛知	一
宮城	一
福岡	二
大阪	一
宮崎	一
鹿児島	一
合計	四十五

右本年五月廿七日四郡ヘ通牒ス

東京、京都、三郡ヘ出示通牒ス

左記ノ者ハ孤者ニ付テハ出示者ニ
対シ以後出示ノ者中ニ存在シ
居ル者ハ許可ス
但シ出示ノ者ハ
ヲ以テ通牒ス

生徒附箇出願者人数

府縣名	許可人数
京都	二
兵庫	一
埼玉	一
群馬	六
奈良	一
三重	二
愛知	六
静岡	二
山梨	一
滋賀	五
岐阜	三

長野
宮城
福島
岩手
山形
福井
石川
鳥取
島根
岡山
廣島
福岡
大分

熊本
宮崎
鹿児島

明治三年六月十六日

園藝植物類出品ノ件

出品ノ植物ノ一園藝ト樹木傍器ト係ル所ノ出品ノ件ハ本年知事ノ指揮ノ方法ニ依リ庭園ノ寫真ヲ本局ニ於テ採集出品ス中ニ該会場内ノ一策造ニ表示スル方法ハ方今注目スル所ニ付左ニ意見ノ概要ヲ附記ス

一 獵銃類販

近年政府ハ[illegible]産ノ獵銃ヲ傳考シ大裝飾用度銃トナスノ流行ヲ惹起セリ故ニ[illegible]ノ出不[illegible]類販的出不[illegible]ヲ要[illegible]ト成ル

一 [illegible]ノ用ハ形狀ノ雅樹ヲ撰ミ[illegible]考取用シ適スル[illegible]格ヲ[illegible]シテ出品セハ將來販路ヲ開クノ望アリ

一 蘇鐵類販

本品ハ從來独仏自国ノ信[illegible]ヲ輸出シ近年[illegible]ヲ減ジ[illegible]ト[illegible]ト[illegible]ト[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ

これは薩摩より渡ル所の蘇鉄ニ信来蘇
鉄ノ小なるに異ノ物也しかとも老成
大さ六尺ニ成り稀ニ花咲ル事
こしノ能ノ数月ノ久しキ乾燥ニ耐ヘルコトハ
千八百年ノ年ノ寿命不ノ多数
ヲ少候ハヘハ此蘇鉄ハ巨大ニ成ル幹株ヲ
生ス不スルノ見ル図

一 援竹ハ観音竹ニ比物ニテ高サ拾尺ヲ
援竹ハ観音竹ノ節ハ国カイ隆ク菊ノ如ク
ニ見ヘ又ハ竹ニ似タル故ニ援竹ト
大ニ賞玩ス御庭ヲ飾ル
延宝年ニ初テ渡ル

ナレハ此ハ年載ハ花ニ見ルノ外ナキの故ニ雪国
ニ多キ故ニ物ウスキ紙障子ニ貼ル
ヲ見ルノ外ナシ 将来ハ稚樹ハ之ヲ本邦
ニ植ルの如シ近ク此ノ諸ヲ人園芸家ハ
植ル者ハ稚樹ノ並接木ニ新芽セル
者ハ極テ稀ナリ

一 牡丹類

牡丹ハ既ニ世ニ
植ル所ノ種ハ之ヲ本邦
ノ良種ニ比スレハ花ノ美ナルハ高
数倍ニ出ル故ニ最良種ノ
数ヲ尽ス

一 花菖蒲

昭和博物館蔵書

一花菖蒲ハ本邦固有ノ花卉ニシテ能ク
ハ氣ヲ佳ニ保ツヲ以テ此ノ北部ニ在テハ
其花ヲ開キ大ニ園藝家ノ嗜ムヲ以テ
トナリ然ルニ未タ良種ヲ之ニ依テ
採取セサルヲナセハ將来是レカ需用ヲ
惜ムヘシ

一百合類

百合ハ方今本邦ニ於テ好園ノ瑞出セル園藝種
ノ中ニ最モ優ルモノニシテ此ノ如ク
栽培ノセル年ヲ重ネ美花ヲ開キカナルモ
年ヲ重ネテハ枝葉豊大ナル花ヲ開発シ
都テ其ノ品質ヲ大ニ性質劣悪
ニ変シ其年ヨリ第三年目ニ

臨時博覽會事務局

其花ヲ開キシノ者ヲ変スルノミナラス孤ト花ヲ
開キ又優秀ノ和蘭產ハ球根ヲ拵ヘルト一ヶ年ニ
ツ位ノ球根ヲ拵ヘルト一般ニ將来
益々本邦ニ於テ無数ニ見ルヘキ本
会ニハ精良ニシテ跡根ヲ撰ミ毎年ニ跡
ノミ百球ノ見本出品トシ本会ノ便ニ
且ツ其ノ事ヲ信シ將来瑞出ノ
景勢ヲ信シ皿ノ合用ヲ博スルノ手段ト
出ツルノ要ス

一菊類

近年改良ノ在テハ本邦産ノ菊ヲ最著
ニ一ノ園藝ト化シ新ニ方法ヲ培養シ
之ニカ為ヲ以テ数町歩ノ仲跡ヲ使用スル

臨時博覽會事務局

者アルヘシ故ニ月毎ニ又之ヲ改良
ヲ図リ若クハ培養法ヲ講究スルノ目的
ヲ以テ設立シタル恢会ノ如キハ各地ニテ
数ヲ多キニ達セリ故ニ改良ニ於テ
已ニ著シキ進歩ヲ生セリ又製茶法ノ如
キハ素ヨリ本邦従来ノ慣習法ニ基キテ
外国ノ例ニ倣ヒ彼ノ人ノ輸入ヲ待チ
又大作ノ如キモ已ニ英国ヲ始メテ
八百竜ヲ着ケタルモノヲ生セリ又大輪
菊大ニ流行シ方今ノ状態ニテハ特
此種ノ改良ニ意ヲ用フル者多キカ如シ
然ルニ本邦ニ在テハ尚未ダ欧洲ニ伝播セザル
最良種ヲ存シ大菊中菊小菊

糸菊、嵯峨菊、大神菊、丁字菊、夏菊
寒菊、等ヲ数聚出セントスヘシ抑スルニ
菊ハ培養ノ如何ニ因リ別ニ美花ヲ
生ルノミニテハ直チニ益シ民会ノ前年先ツ其
苗ヲ送致シ其栽培製法ノ如キ熟練ナル者ヲ
派遣シ地特ナル本邦式ノ養菊法ヲ公
衆ニ示スノ見込然ルニ良種富ニ乏シ
何ソ待ル之ヲ天養菊法ノ国業富庶
等ノ深ク出品ヲ要スル但シ本品ハ将来
其物ニ就テ永久ノ利益ヲ得ントスル難
事ニ属シ従来人良種ヲ他邦ニ求シ且ツ同時
其培養ノ仕方ヲ表示スヲ以テ月的トセサル

一庭園寫真及模型

本邦造庭ノ術ハ歐洲ノ庭園ニ比スレハ趣意大ニ異ナル所アルヲ以テ世界ニ其名所ヲ傳ヘサルハ美術ノ不ト共ニ内外人ノ熟知スル所ナリ故ニ本邦名園ノ寫真并ニ模型ヲ製造シテ出品セハ本邦庭園ノ奇趣ヲ氣格ヲ示スニ足ラン但シ寫真ニハ必ス其庭園ヲ盤圍ヲ除クヲ肝要トス又園中栽植セル所ノ樹木花卉ノ名称等詳細ナル說明書ヲ附スルヲ要ス

六月十九日

出品目録

第一区三等六百十六

強戮

副伯戮

事務官

文部省

廣瀨謙

會計課

事務官

藤田達雄

茶業試驗所

奥茶庵

出品目録

右昨三年四月中内閣ヨリ大蔵卿兵衛
ヲ別紙甲号願書提出ニ及ヒ又ハ其後
方文共ニ之ヲ以テ倍増物産会社ヲ
補助ニ是迄ニ出来シ既ニ今日ニ
ニ対シ左案ヲ以テ指令ヲ乞フ仲方裁

案

臨時博覧会事務局指令ヲ
業務中央会議所
議長 大蔵卿兵衛

明治三年四月廿四日付千九百三十四号
国大博覧会開設ニ際シ喫茶店ヲ建設シ
高国公衆ニ日本製茶ノ真味ヲ周知セ
シメ販路ヲ拡張セントスル企図ニ費用ニ

福井県立図書館

対シ補助願ノ件聞届ノ金弐万五千円ヲ
下附ス依別紙命令書ノ通相心得
ヘシ

明治三年六月廿九日

博覧会事務局

第一 運輸ノ敏ナル
第二 営業規則
第三 喫茶店ノ建設
第四 監理者ハ其氏名ヲ本局ニ届ケ出ツヘシ

命令書

第一 千九百参拾四年萬國大博覽会開設ニ際シ喫茶店ヲ建設シ萬國公衆ニ日本製茶ノ真味ヲ周知セシメ販路ヲ擴張セント欲シ企画ノ費用ニ對シ補助トシテ金弐万五千円ヲ三ヶ年度（改正ノ上ハ年度ヲ云フ）ニ於テ下附スベシ

第二 建物ノ設計図并ニ真仕様書及喫茶店営業規程ハ本局ノ認可ヲ受ケシム

第三 喫茶店ノ監理者ハ撰定シ本局ノ認可ヲ受ケシム

第四 監理者ノ外喫茶店ニ必要ノ人員ヲ派遣スルトキハ其氏名ヲ本局ニ届ケ出ツベシ

第五　開会中喫茶店ノ来客員数ヲ一ヶ月毎
　　　

官報掲載案

臨時博覧會事務局録事

明治三十三年巴里萬國大博覧會開設ニ際シ歐洲販路ノ擴張ト逸スヘカラサルノ最大好機トシ巨費ヲ投シ本邦ノ面目ヲ保ツト足ルヘキ一ノ喫茶店ヲ建設シ純良ナル日本製茶ノ眞味ヲ萬國公衆ニ周知セシメ猶且夥多ノ見本ヲモ配付シテ之カ嗜好ヲ喚起シ大ニ輸出ヲ增加セシメントスルノ計畫ヲ以テ其費用補助ノ係茶業組合中央会議所ヨリ出願セシニヨリ臨時博覧会事務局ハ該議ノ上補助トシテ壱万五千円ヲ下附スヘキ旨指令セリ

（臨時博覧會事務局）

昭和三年六月廿七日

出席者

副総裁

事務官長

文書課長

庶務課長

庶務課長

藤田話係長

日本部、土肥交換義務者

可部官房事務官

田岩案

国立国会図書館憲政資料室

Hayashi

第三一〇三四号

千八百九十八年五月二十七日午后四時二十分 巴里発

午后十時三十分 着

林董伯爵長宛　　電報

ピヤール氏曰ク、桂氏ハ四方ノ「トルコ」ヲ附スルハ
出来得ベシ、又「ロシヤ」ニ於テ所有ノ地ヲ
返戻スルヤラハ其他坪ノ割スル丈ノ地ヲトル時ハ
同氏又勧誘シ同ク帝国ノ採択ス　（電報）第五
電信　第六、土木、運搬　第十一（鑛山、冶金）第
十四（化学工業）ノ各部ノ出品ヲ廃シ故ニ充テ六
ツ何ナル物ニ成ルヤ

Hayashi

Paris

Legation Japon

Paris, 8 juillet Canadien Octroy

Transaction après avoir reçu

Hayashi

電報

林董伯爵長宛

拝啓　八月八日ノ貴信ニテ出張スベシ桂氏
ハ四日ノ「トルコ」地債ノ交換
ハ到着ノ上ナスベシ

敬白

林董

Hayashi

Picard dit possible donner sous gaine-
cons quatre cents mètres, plus autant de mètres
que nous retracerons au champ de Mars il
suffira que nous renoncions prendre 4, 5, 6
11, 14, impossible réunir objets appartenant
aux groupes différents et exposer dans
notre concession pas d'emplacement au Quai
d'Orsay à moins d'événements impossibles,
Quand partirez vous,

Adachi,

臨時博覽會事務局

臨時博覽會事務局

和信ハ家來
相談ノ上義務情誼孫左衛門
者ニ取扱ヒ其係ハ巴里博覽會ノ義ニハ事情
已ニ明カナル上ハ其方ノ始末ト因リ同事ニ付引
受ノ上ハ其筋ニ直ニ取掛ル件ハ除
算ノ義ハ特別取調ノ儀ニ付九年ト云ヒ定
メラレタル事ニテハ必事ノ事項ニ於テ欠之歟カラス
不相已三十三等五十四円ヲ追加ス請求ス處
其事ト関係ニ於テ之ヲ可決セシ首尾ヨリ大系者ト
於テ学理ヲ研究シ自ラ以上ノ議会ノ恨賛ヲ待ツノト
ハ有之次ニ必事ノ事項ハ事務金財ニ付テノ方
針ニシテ経来ノ有様ニ変ハ免角美術工業ト称タル
ヲ以テ解スルノ難ク此ヲ因テ序四ニ於テハ日本屋

俗ノ故ヲ以テ、文部、財務ノ二省ヲ著シク協和セシメ外
國ノ教育ヲ尊ブルノ意ヲ表シ一決断ヲ下サル
出品ノ損益自カラ経費ノ組織ニ異ナル所アリ
義務大ニ取捨ヲ要スルモノ多キ中ニ於テ出品ノ義
ハ我政府ヨリ請求シタルニ係リ所有面積ニ応シ
算スベキ当然ノ義ナルモ前事務局ニ於テハ之等ノ
要点ヲ像定セズ地方官ヲシテ漫リニ出品ヲ促サシメ
其結果トシテ採ノ不揃御ノ出来ニ基キ第十二部
第十五部即チ織工製品ト称スル二部
ノ出品者ハ之ニ対シ千人近
ノ千五百幅ノ織見物人ハ七万物品ノ数二
トドモノ面積二千ノ内物品ヲ陳列スベキ棚ト
スベキ所ノ四分ノ一ト百算スルニハ僅カニ五百メートル

ルノミ故ニ有五十坪餘ノ剰スヲ以テ之ヲ出品者
ノ配当スルハ一体ニ出品人ハ七万物品ノ数二
百余其機数十幅即チ幅四尺角ニシテ高サ四尺ノ織
ハ十五万ヲ計算ニ付別府出品シ難キ見込ニ付
不得已現今出品減縮方ニ取掛リ之カ為メ事務局ニ
於テハ日々晩ク迄其調査ニ従事ス故ニ方今
之ヲ出品高ニ対シ減縮ノ必要ニ到ル二千メートル
ノ面積ニテハ実ニ容易ノ方法ニ非ス之因テ当地駐劄佛国
公使ハ其旨我政府ニ対シ最寄国貿
易ノ利益ニ対シ特ニ義力ノ好ト云ヒ九月
一昨日之ヲ本国ニ報告ス故ニ此際更ニ出品
力ノ千メートルノ増加ヲ請求ス而
等一ピトルニ拒絶ノ理由ニ対シ拒絶ノ理由

ハ日本ハ既ニ条同ヲ拒絶セン外ナシ之境遇ハ
迫リ共ニ左ノ事情ニ付米国ヲ京ニ一撃
ヲ試ミント提伸ニ付反対出色ニ及スルヲハ自ラ伸縮ノ自由ヲ有スル性質
モノニ付或ハ「しやしとドマルス」屋敷ニ於テ五百メートル
乃至千メートルヲ限リ「アヒバリヨ」ニ於テ千メ
トルヲ限ルノ「トラスアリヨ」ヨリモ少シ出ス事トスル
間敷ヤ又「こやしドマルス」ニ云ヒ「アヒバリード」ト云ヒ
部落毎ニ多数ノ「ケーテハ」ヲ置ク所位置ニ於テ国境
少カラザルノミナラス国路ニモ日本部ヲ示ス徒ハサル
ヲ以テ我ニ帰スベキ面積ハ一所ニ纏ル様ニ提伸ス
ル事ハ今一ツノ依拠ハ「トロカデロ」園庭義
義日地所ニ元来延民出色ニ元ヲ日ハ故自カラ

亜細亜亜弗利加ノ蛮民合集セス事トシテ所左ス
レハ蛮人ハ我勝手ノ日本国ニ佛国ニ於テハ野蛮国
ト雖モ文明ノ蛮向ナルカ差シ於テハ其侵看過ス
ベカラザル国辱ナリト申立慷慨家連ハ非常ニ激
昂シ居ル此除ノトロカデロ」ヲ譲ル「ケーテ」ドルセ
ーレ」ニ於テ代地ヲ領布セン提伸ハ合ト不可又現
今配布ノ二千万メートルニ別ニ古来ノ公館喫
茶店販賣店ノ三ツヲ建設スルトハ間違ヒ
或ハ「トロカデロ」ノ地所ヲ其侵ニ置ク別ニ「ケーテ」ド
ルセーレ」ニ於テ日本館建設所トシテ千メートル程ヲ
提供スルトモ少ナキ為ヤ第一此義成立サルニ於
テハ日本古来ノ美術館ヲ建設シ能ハサル事トナル事ハ
竟参同ヲ拒絶スルモノ一大原因ト為サザル

有之度間其旨合ノ段ニ見又精ハ内盡力ス題度其
他詳細ニ托テハ来ル六月初度ヲ以テ高齊甲ス郎
氏ト渡欧ス故ニ此地ニ於テ相屑ハ本社ニ上奏
甲取斗ス上ト雖モ前文ハ伺ノ件ニ付書面ヲ以
テノ返事ハ小生ト行違ヲ申ニ付未ハ多数ニ
ヒ不申候但紫ノ件ハ電信ヲ以テハ照会
ス可シ先ハ要用申述旬シ預首

三十一年四月十四日　林忠正

安達峰一郎殿

臨時博覧会事務局

事務ノ七月廿日朝ノ上海汽船ニ乗
六郎　三十三　数ハ　六月初旬
四十八数
五十七
七十四

事務所長物部ノ工務計ヲ作

六部　三十三數ヲ　高船鑄形ヲ出来セシメ

四十八數　鑄物ヲ　器具ヲ打合セ

五十七數ノ　後ハ五十九數ノ

七十四數ノ　青銅製ノ　鋼芯ニ入ル

以下
27丁
白紙